

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）一部改正新旧対照表

新（平成23年3月31日消費者庁告示第3号）	旧
<p>（加工食品の義務表示事項） 第3条（略）</p> <p>別表2（第3条関係） 1～7（略） <u>8</u> 黒糖及び黒糖加工品 <u>9</u> こんにゃく <u>10</u> 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。） <u>11</u> ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。） <u>12</u> 表面をあぶった食肉 <u>13</u> フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。） <u>14</u> 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。） <u>15</u> 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。） <u>16</u> 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 <u>17</u> 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。） <u>18</u> こんぶ巻 <u>19</u> ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。） <u>20</u> 表面をあぶった魚介類 <u>21</u> フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。） <u>22</u> 4又は<u>14</u>に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）</p>	<p>（加工食品の義務表示事項） 第3条（略） 2～4（略） 5 別表2に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。 6・7（略）</p> <p>別表2（第3条関係） 1～7（略）</p> <p><u>8</u> こんにゃく <u>9</u> 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。） <u>10</u> ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。） <u>11</u> 表面をあぶった食肉 <u>12</u> フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。） <u>13</u> 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。） <u>14</u> 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。） <u>15</u> 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 <u>16</u> 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。） <u>17</u> ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。） <u>18</u> 表面をあぶった魚介類 <u>19</u> フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。） <u>20</u> 4又は<u>13</u>に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）</p>